

- ・ 施工条件の明示について

施工条件明示項目及び明示事項一覧表

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期は特記仕様書による。 ・ 本工事は昼間施工とする。 ・ 本工事は、四街道市建設工事検査要綱の規定により契約した工事期間内で、手直し工事期間を見込んで完了すること。 ・ 完成検査受検希望日 1 週間迄に、担当課による下検査（出来形書類等も含む）を受けること。
用 地 関 係	・ 境界（官民、民々共）杭を保護し作業時にみだりに触れたりしないこと。 ・ 破損、移設等については、監督員等に報告し、原因者が復元等をおこなうこと。
工作物関係	・ 住宅、工作物の破損等を確認した場合は記録を残しておくこと。（着工前に自主確認調査を行った場合も同様に記録をし残すこと。）
公害対策関係	・ 振動、騒音、粉塵には十分注意すること。また、騒音規制法、振動規制法及び市公害防止条例に規定する届け出を速やかに行うこと。 ・ 使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対策型を原則とする。
安全対策関係	・ 現場への出入りの際に、交通の妨げとならないよう注意すること。 ・ 工事車両は、過積載及び法定速度を遵守し、工事区域では徐行運行とし安全運転に心がけること。 ・ 安全教育及び訓練等の徹底。
工事用道路関係	・ 工事現場からの出入りの際には、タイヤ等の泥はねによる既設道路への飛散に対し必要な措置を講じること。 ・ 土砂の飛散流出により、通行者ならびに隣接地への影響が出ないように必要な措置を講じること。
建設副産物関係	・ 別紙「特記仕様書：第1章総則第7条建設副産物」による。 ・ 工事期間中処分状況を最低 1 回（各種別ごと）監督職員の追跡確認を受け、証明写真を整備すること。
工事支障物件等	・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認すること。支障物件が発見された場合には、監督員に報告し速やかに対処すること。 ・ 破損等させた場合は、監督員に速やかに報告し、原因者（修繕費負担含む）で対応すること。
排水工関係	・ 工事施工中の仮排水、雨・雪等による対策については、受注者の責において十分な対策を講じること。
そ の 他	・ 隣接地への車両の出入りについて配慮すること。 ・ 周辺地権者と調整を行い施工を行うこと。 ・ 「道路工事保安施設設置基準」（令和元年5月21日国関整道管第8号）を遵守すること。 ・ 充水作業は、原則9:00～12:00、13:00～14:00の間で行うこと。 ・ 給水管切替漏れ落ち確認は、原則月曜日～木曜日の間で行うこと。また休日の前日には行わないこと。

- ・ 不断水施工の穿孔作業は、原則12:00～13:00で行わないこと。
- ・ 工事着工後、作業、立会い及び打合せをする際は当日の朝に連絡・調整すること。連絡は8:45までとする。なお、連絡のない工事は、作業等がないものと判断する。
- ・ 関係官公署へ必要な届けを提出すること。
- ・ 工事着工前に事前測量を行い測量結果を監督員に提出すること。
- ・ 完成図書は、R O X 5 3 0 Lに納め提出すること。
- ・ その他必要な書類があれば速やかに提出等すること。